

泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例(平成5年泉佐野市条例第28号)新旧対照表(案)

現行	改正後(案)
<p data-bbox="327 325 1077 400">○泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例</p> <p data-bbox="913 427 1099 453">平成5年9月28日</p> <p data-bbox="864 480 1099 505">泉佐野市条例第28号</p> <p data-bbox="562 533 1099 558">改正 平成12年12月25日泉佐野市条例第34号</p> <p data-bbox="640 585 1099 611">平成13年12月26日泉佐野市条例第22号</p> <p data-bbox="241 687 1099 994"><u>市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性等への差別など、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。</u></p>	<p data-bbox="1220 325 1971 400">○泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例</p> <p data-bbox="1805 427 1995 453">平成5年9月28日</p> <p data-bbox="1756 480 1995 505">泉佐野市条例第28号</p> <p data-bbox="1453 533 1995 558">改正 平成12年12月25日泉佐野市条例第34号</p> <p data-bbox="1532 585 1995 611">平成13年12月26日泉佐野市条例第22号</p> <p data-bbox="1137 687 1995 898"><u>日本国憲法が保障する「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等」及び世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする理念は人類普遍の原理であり、私たちはこの理念のもと差別をなくし、すべての人間が大切にされる社会の実現に向けて努力し続けなければならない。</u></p> <p data-bbox="1137 922 1995 1321"><u>泉佐野市では、平成5(1993)年に「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定した。この条例は、包括的な差別撤廃条例として当時としては画期的なものであり、その後「差別撤廃条例を暮らしに活かそう」をテーマに不断の取り組みを重ねてきた。その間、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法</u></p>

(目的)

第1条 この条例は、重大な社会悪である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権擁護都市の建設をめざし、もって差別のない明るい国際都市・泉佐野市の実現に寄与することを目的とする。

律第16号)等が制定施行される等、差別の解消や人権尊重に関する法整備も進んできた。

しかし、それは一方で未だ法律を制定までして取り組まなければならないほど深刻な差別の実態が存在していることでもある。また、時代の推移により、前条例の制定時には想定していなかった形態での女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人に対する差別や人権侵害が生起している。さらに、感染症患者とその家族に対する差別や人権侵害、性的指向や性自認に基づく差別や人権侵害、インターネット上の差別や人権侵害等、新たな対応が求められる事案も生起している。

いうまでもなく、差別や人権侵害は許すことのできない社会悪である。

市、市民及び事業者は、差別や人権侵害を絶対に許さないという強い決意をもって、差別のないまちづくりに取り組まなければならない。差別や人権侵害を受けた人がその辛さや苦しみを乗り越えられるような、そして差別行為を行った者等が自らの行為の責任を自覚し、変容していけるような地域社会を作っていかなければならない。

差別や人権侵害を許さず多様性が尊重され、だれもが安心して生活していける国際人権都市・泉佐野市をめざすため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、重大な社会悪である部落差別をはじめあらゆる差別や人権侵害（以下「部落差別等」という。）により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかに部落差別等の解消を推進するとともに、市民一人ひとりの参加による人権擁護都市の建設をめざし、もって差別のない明るい国際人権都市・泉佐野市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民\_\_\_\_\_の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護等\_\_\_\_\_の施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別等をなくすための施策に協力するとともに、自らも部落差別等の行為及び部落差別等を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 すべての事業者は、市及び市民と連携し、部落差別等をなくすための施策に協力するとともに、自らも、従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動に関し、人権が尊重される社会づくりが推進されるよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第5条 市は、部落差別等をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び差別解消と人権擁護に資する人権教育及び人権啓発の施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第5条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第6条 市は、市民\_\_\_\_\_の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細かな啓発事業の取組と啓発組織の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国・府\_\_\_\_及び人権関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第7条 市は、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化等、きめ細かな啓発事業の取組と啓発組織の充実に努め、部落差別等を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、部落差別等をなくす施策を効果的に推進するため、国、大阪府及び人権関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第9条 市は、国及び大阪府との適切な役割分担を踏まえて、人権に関する相談に的確に対応することができるよう、部落差別等に関する相談のための窓口の設置をはじめ、その他必要な相談体制の充実を図るものとする。

(部落差別等に係る救済等)

第8条 削除

付 則

- 1 この条例は、平成5年12月1日から施行する。
- 2 泉佐野市同和対策協議会条例(昭和43年泉佐野市条例第16号)は、廃止する。

第10条 市は、関係機関等と連携し、部落差別等を受けた者等の救済を行うことにより、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会の実現を図るとともに、部落差別等を行った者等に対し、その責任を自覚し、部落差別等を受けた者等の情感等への理解を促進する啓発等の取組を行うものとする。

(部落差別等の行為に対する措置)

第11条 市は、前条の部落差別等を行った者等に対する取組を行っても、なお差別事案や人権侵害事案の解決の見込みがないと認めるときは、第三者委員会に諮問し意見を求め、個別事案の解消に必要な措置を講じることとする。

(インターネット上の差別や人権侵害への対応)

第12条 市は、インターネット上の差別や人権侵害について、その差別や人権侵害の助長及び拡散を抑止することを目的にモニタリングを行うとともに、市に關係する差別書込みや人権侵害書き込みを発見した場合又は市民及び事業者から、市に關係する差別書込みや人権侵害書き込みの報告を受けた場合は、関係機関やプロバイダー等への削除要請等必要な方法によりそれを消去するよう努めるものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成5年12月1日から施行する。
- 2 泉佐野市同和対策協議会条例(昭和43年泉佐野市条例第16号)は、廃止する。

附 則(平成12年12月25日泉佐野市条例第34号)抄  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)  
この条例は、公布の日から施行する。

○第三者委員会に関する規定は別途市長が定める。

附 則(平成12年12月25日泉佐野市条例第34号)抄  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月 日泉佐野市条例第 号)  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。